

第6回いすみ市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年6月7日（金） 午後3時00分

2 開催場所 いすみ市役所 3階 大会議室

3 出席委員（11名）

1 番 藤平 正一	2 番 織本 幸一	3 番 鈴木 茂雄
4 番 吉清 哲司	5 番 池田 誠	6 番 中村 好男
7 番 三枝 正直	8 番 高橋 奈緒美	9 番 高浦 伸芳
10 番 麻生 等	11 番 福山 博久	12 番 松崎 秋夫
13 番 吉野 鋭致		

4 欠席委員（2名）

2 番 織本 幸一	11 番 福山 博久
-----------	------------

5 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 令和6年度第3次農用地利用集積計画（案）について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）について

議案第5号 いすみ市農地利用最適化推進委員候補者の決定について

その他

(開会 午後2時54分)

事務局 定刻前ではございますが、皆さんお揃いですので第6回いすみ市農業委員会総会を開催させていただきます。

それでは、只今から農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案は、5つございます。

最初に、定数の確認をさせていただきます。

本日の欠席委員は、2番 織本委員、11番 福山委員、の2名であり、出席委員数は、委員総数13名中11名となっております。

よって、出席委員は過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。

それでは、ただいまから令和6年第6回いすみ市農業委員会総会を開会いたします。

それでは、開会に際しまして、藤平会長よりご挨拶を申し上げます。

会長 (挨拶)

事務局 それでは、いすみ市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。

会長 それでは、審議に入る前に、議事録署名人を指名させていただきます。

議席番号4番、吉清委員、議席番号13番、吉野委員をお願いいたします。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請案件について説明いたします。ここで、議案の訂正がございます。番号8については、今回の審議に諮ることを見送りますので、削除をお願いいたします。

それでは説明に移らせていただきます。

番号1、譲渡人理由は、離農のためです。譲受人理由は、新規就農のためです。柿・梅・ミカン等の果樹を計画しています。

申請土地、能実字タ定 地目、畑、〇〇〇〇平方メートル。権利内容は

売買による所有権移転。図面番号は1です。

番号2、譲渡人理由は、農業経営規模縮小のためです。譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。水稻を計画しております。

申請土地、荻原字立石 地目、田、〇〇〇〇平方メートル、外〇〇筆、
〇〇筆合計 〇〇〇〇平方メートル。権利内容は売買による所有権移転。
図面番号は2です。

番号3、譲渡人理由は、遠方に居住し耕作出来ないためです。譲受人理由は所有地に隣接しており耕作に便利のためです。キャベツ・白菜・そら豆を計画しています。

申請土地、須賀谷字五十田 地目、田、〇〇〇〇平方メートル。

権利内容は売買による所有権移転。図面番号は3です。

番号4、譲渡人理由は、遠方に居住し耕作出来ないためです。譲受人理由は耕作地に隣接しており耕作に便利のためです。露地野菜を計画しています。

申請土地、長志字天王下 地目、田、〇〇〇〇平方メートル、外〇〇筆、
〇〇筆合計 〇〇〇〇平方メートル。

権利内容は売買による所有権移転。図面番号は4です。

番号5、譲渡人理由は、遠方に居住し耕作出来ないためです。譲受人理由は農業経営規模拡大のためです。梅を計画しています。

申請土地、山田字堂谷 地目、田、〇〇〇〇平方メートル。

権利内容は売買による所有権移転。図面番号は5です。

番号6、譲渡人理由は、高齢のためです。譲受人理由は農業経営継承のためです。水稻、季節野菜を計画しています。

申請土地、新田野字生嶋 地目、畑、〇〇〇〇平方メートル、外〇〇筆
〇〇筆合計 〇〇〇〇平方メートル。

権利内容は贈与による所有権移転。図面番号は6です。

番号7、譲渡人理由は、相続人不在のためです。譲受人理由は自宅に近く耕作に便利のためです。オクラ・大豆を計画しています。

申請土地、岬町椎木字北長坂 地目、畑、〇〇〇〇平方メートル、外〇
〇筆、〇〇筆合計 〇〇〇〇平方メートル。

権利内容は売買による所有権移転。図面番号は7です。

以上番号1～番号7についての説明を終わりにいたします。

ご審議よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1から番号3について、7番 三枝委員の補足説明をお願いいたします。

三枝委員 はい。7番、三枝です。

番号1は新規就農ということで引っ越してきて耕作するということで大丈夫だと思います。

2番は現在耕作していますので、大丈夫だと思います。

3番は現在、耕作していませんが、開墾して野菜を作ることなので問題ないと思いますので、よろしくご審議お願いします。

議長 続きまして、番号4から番号6について、9番 高浦委員の補足説明をお願いいたします。

高浦委員 9番の高浦です。

番号4、番号5は隣接地の耕作者が買い受けて耕作するとの事なので問題はないと思います。

番号6は家族内で譲渡し、若い養子が耕作するとの事なので特に問題はないと思います。

議長 続きまして、番号7について、13番 吉野委員の補足説明をお願いいたします。

吉野委員 はい。13番、吉野です。

受人は自宅前の農地で、耕作に便利という事なので、問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、本件土地は大原渋田の畑〇〇〇〇㎡で、大原郵便局の西側に位置します。図面番号9です。

申請地は、都市計画法に規定する用途地域内の農地であることから第3種農地であると考えます。

転用目的は、駐車場（普通車〇〇台分）です。

譲受人は申請地の隣接地で生活しておりますが、7人家族の内6人がそれぞれ自動車进行所有しており、自宅敷地内に置ききれない為、申請地を取得し〇〇台分の駐車場を整備します。

権利の内容は売買による所有権移転です。

用水は設置なし。排水は雨水のみで自然浸透とします。

全体の所要資金は〇〇〇〇万円で自己資金にて賄う計画となっております。

番号2、本件土地は岬町三門井沢飛地字瀬崎の畑〇〇〇〇㎡で、岬公民館の西側に位置します。図面番号10です。

申請地は、市役所岬庁舎の機能を有する岬公民館より〇〇〇〇m以内の農地であることから第3種農地であると考えます。

転用目的は、倉庫兼車庫（〇〇〇〇㎡）です。

譲受人は現在自宅敷地内が手狭になったため、隣接地を購入し、荷物収納の為の倉庫兼車庫を建築します。

権利の内容は売買による所有権移転です。

用水は設置なし。排水は雨水のみで自然浸透とします。

全体の所要資金は〇〇〇〇万円で借入金にて賄う計画となっております。

番号3、本件土地は高谷耕地中の畑〇〇〇〇㎡でトンボ沼の南側に位置

します。

図面番号20です。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域内の農地の為、原則として許可できませんが、一時転用で、事業目的達成の為に農地を一時的に利用する事が必要と認められ、市の定める農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる事から例外的に許可できるものと考えます。

転用目的は、農地造成工事用進入路用地、仮設事務所（〇〇〇〇㎡）及び仮設トイレの設置です。

隣接地は、前回総会で農地法第4条申請についてご審議いただき、許可相当の議決を得た農地造成を計画している土地であり、本件の借主は農地造成の後に金ゴマ栽培を計画している法人です。借主は申請地を農地造成の工事期間中の工事車両の進入路用地として借受け、一部に仮設事務所及び仮設トイレを設置します。

権利の内容は一時転用を伴う使用貸借権設定です。

用水は設置なし。排水は雨水のみで自然浸透とします。

全体の所要資金は農地造成工事分を含め〇〇〇〇万円で、自己資金にて行います。

農地復元後は貸主に戻したうえで、貸主がネギを作付けします。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1については、5番、池田委員の補足説明をお願いいたします。

池田委員 5番 池田です。

国道465号沿いにある土地で、現在家庭菜園程度の畑と駐車場スペースとなっております。

周囲はブロック塀で境界は明確であり、具体的利用計画も満たされており、問題と思われます。

以上です。

議長 番号2について、12番 松崎委員の補足説明をお願いいたします。

松 崎 委 員 1 2 番 松崎です。

事務局の説明のとおりで、譲受人は現在自宅敷地内が手狭になったため、隣接地を購入し、荷物収納の為の倉庫兼車庫を建築します。

進入路についても問題はありません。

よろしくご審議お願いします。

議 長 番号 3 について、高浦委員の補足説明をお願いいたします。

高 浦 委 員 9 番高浦です。

事務局の詳細説明のとおり、金ゴマを栽培する土地を埋め立てるために三角土地の一部を借り受けて、トラックの進入のために使用する。

工期は令和 7 年 2 月までとなっており、特に問題はありません。

よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。
委 員 なし。

議 長 それでは質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご
異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第 2 号については、原案のとおり可決されました。

議 長 続きまして、議案第 3 号、令和 6 年度第 3 次農用地利用集積計画（案）
についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第 3 号、令和 6 年度第 3 次農用地利用集積計画（案）につきまして、
ご説明いたします。

いすみ市長より、令和 6 年 5 月 2 0 日付けで、農用地利用集積計画決定
依頼がありました。

農業経営基盤強化促進法、改正附則第 5 条、農用地利用集積計画に関する経過措置により、農業委員会の決定を経ることとなります。

内容につきましては、議案書に記載のとおりで、合計は 7 ページに記載
させて頂いております。

賃借権 4 件、使用貸借権 1 件、貸付者 5 名、借受者 5 名、田、1 0 , 8
1 1 m²でございます。

以上の計画（案）は、農地の効率的利用等、旧農業経営基盤強化促進法

第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。
委員 なし。

議長 それでは質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号農用地利用集積計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農地利用集積等促進計画（案）につきまして、ご説明いたします。

農地利用集積等促進計画（案）につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律、第19条第3項の規定により、農業委員会の意見聴取が定められております。

内容につきましては、議案書に記載のとおりでございます。10ページをご覧ください。新規設定で賃借権3件、使用貸借権3件、貸付者6名、借受者6名、田、7,702㎡、畑、1,371㎡でございます。14ページをご覧ください。再設定で賃借権6件、貸付者14名、借受者6名、田、46,486㎡でございます。

以上の計画（案）は、農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第5項各号に掲げる事項を満たしているものと考えます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。
委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号 いすみ市農地利用最適化推進委員候補者の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号、いすみ市農地利用最適化推進委員候補者の決定について説明いたします。

現農地利用最適化推進委員の任期が令和6年6月30日を以って満了となることから、1月29日から3月15日までの間、募集を実施いたしましたところ、全体の委員定数21名に対し、19名の推薦、1名の応募がございました。

この20名の推薦、応募を受け「いすみ市農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱」第8条第2項に基づき、3月28日に「いすみ市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会」を開催、評価の結果、20名の選任すべき候補者の報告がございました。

また、大原地域の若山、新田、釈迦谷、深堀、南日在、北日在を担当する委員の公募がなかったことから5月1日から5月31日まで再募集を実施いたしましたところ、1名の推薦がありました。

6月3日に「いすみ市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会」を開催、評価の結果、1名の選任すべき候補者の報告がございました。

それでは、その候補者につきまして、名簿により説明させていただきますが、「住所」、「性別」、「年齢」、「経歴」、「推薦者」の項目は割愛させていただきます、「番号」、「推薦・応募の区域」、「氏名」、「推薦・応募の区分」、「推薦・応募の理由」の順に読み上げさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

1番、松丸・能実、朽方 克彰、推薦、

地元の農家・農地に精通していることから推進委員に推薦されました。

2番、須賀谷 他3区域、花崎 進、推薦、

農業に従事し、現在、委員にもなっており、職権も十分であり適任であることから推薦されました。

3番、荻原 他2区域、佐藤 幸男、推薦、

農業に熱心であり、業務に対応にできることから推薦されました。

4番、荻谷上 他4区域、尾形 幹雄、推薦、

地域にて農業に従事しており、委員の業務にも対応できる方であるため推薦されました。

5番、弥正 他2区域、及川 建一、推薦、

稲作に加え、野菜作りに取り組んでいることから推薦されました。

6番、行川 他4区域、石井 勝、推薦、

地域農業維持の為、推薦されました。

7番、大野下 他4区域、藤平 近義、応募、

地域からの要請により、継続して業務にあたりたいということから応募されました。

8番、大舟谷 他17区域、永野 謙一、推薦、

大原町役場職員からいすみ市役所職員として在職し、地域の情勢に詳しく、又、地域のリーダー格として信頼を受けているため推薦されました。

9番、長志上 他4区域、多賀 孝雄、推薦、

現職で農業関係役職を歴任、兼業農家の長男として農業の実地もあり、農業関係の行政経験もあることから推薦されました。

10番、山田 6区域、丸 伸一、推薦、

地域並びに農業に精通している。また認定農業者として、地元の水稻耕作を大きく引きうけていることから推薦されました。

11番、新田野 他4区域、渡辺 英夫、推薦、

推進委員の業務に対応できることから推薦されました。

12番、三島 他6区域、関 弘太、推薦、

被推薦者は近年まで農業に従事していて、JAいすみにも在席していて地域事情に詳しく、農地利用最適化業務に貢献できると考え推薦されました。

13番、小池 他3区域、岡村 正明、推薦、

責任感が強く、仕事熱心のため推薦されました。

14番、中原・和泉、久我 昭夫、推薦、

農業、農家の実態を熟知しており、農業者、地域住民からの信頼も厚く、現推進委員として経験があることから適任者として推薦されました。

15番、谷上・椎木、山田 秀利、推薦、
地元の農家、農地に精通していることから推進委員に推薦されました。

16番、桑田・榎沢、安藤 忠彦、推薦、
現委員であり、地域農業に明るいため推薦されました。

17番、岩熊・市野々、所 恒雄、推薦、
農業への取り組みや地域内での信頼も厚いため推薦されました。

18番、長者 他2区域、佐久間 謹二、推薦、
農地利用に関する識見を有し、地元での信頼も厚いため推薦されました。

19番、中・音羽、小林 隆夫、推薦、
地域の農業の事情をよく理解していることから推薦されました。

20番、押日、鈴木 洋一、推薦、
営農者でないものの、農地の集積を推進するための識見・意欲をもつ者と考えるため推薦されました。

追加資料の1番、若山、新田、釈迦谷、深堀、南日在、北日在、
藍野 道郎、推薦
土地改良役員として、地元の農家、農地に精通していることから、
推進委員に推薦されました。

この21名の候補者につきましては「いすみ市農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱」第9条第1項の規定により、農業委員会の決定を経ることが定められております。

よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

なお、委嘱につきましては、7月1日開催予定の新農業委員による総会に諮りまして承認後となることを申し添えます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議お願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。
質疑ございませんか。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。
委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。
挙手多数でございます。
よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。
以上で提出された議案すべての審議が終了しました。
その他になりますが、何かありますか。

事務局 5月総会で承認をいただきました、いすみ市行川の5条申請の内容の変更説明と農地の転用事実に関する照会書の報告がございます。
転用目的は専用住宅2棟及び車庫1棟で譲受人は、自己の住宅及び息子の住宅及び車庫の建築を行う計画で土地は譲受人がすべて取得するという内容でしたが、息子の住宅及び車庫を建てる土地について、譲受人である父親がすべて取得してしまうと土地の又貸しとなり、農地法上認められなくなってしまうことから、申請者の意向を確認し、申請者の了承を得たうえで、譲受人について父親が99/100、息子が1/100という持分設定をする内容に変更させていただきました。息子の住宅及び車庫分については、持分設定をした内容で令和6年5月30日に許可が出ております。
続きまして、農地の転用事実に関する照会に対する回答について、報告いたします。
今回は5月31日までに回答済の9件について、議案書19ページから21ページに記載のとおり報告させていただきます。

議長 他に何かありますでしょうか。
委員 なし。

議長 他にないようでありますので、本日お諮りした議案すべてを終了しました。
以上持ちまして令和6年第6回いすみ市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。

慎重審議ありがとうございました。

事務局 藤平会長、議事進行ありがとうございました。

委員の皆様、慎重審議ありがとうございました。

これにて、第6回総会を閉会いたします。

本日の会議時間は39分で記録をお願いします。

皆様、お疲れ様でした。

(閉会 午後4時40分)

議事録署名人

議長

7 番委員

9 番委員